

引揚者の方々からお預かりした 通貨、証券等の返還について

税関では、引揚者の方々からお預かりした通貨、証券などをお返ししています。

税関が保管している物件については、

- ① 終戦後外地から引き揚げてこられた方が、上陸地の税関又は海運局に預けられた通貨、証券類
- ② 外地の引き揚げ集結地において総領事館などに預けられたもののうち、日本に送還されている通貨、証券類

があります。

返還の請求には、税関又は海運局が発行した**保管証**、総領事館などが発行した**預かり証**が必要ですが、ご本人のものであることが確認できれば、**それらの書類がなくてもお返ししています。**

[ご家族の方も問い合わせや返還請求ができます。](#)

お心当たりのある方は、お気軽にお問い合わせください

〈問合せ先〉

神戸税関 監視部 特別監視官（第1担当）

神戸市中央区新港町 12-1

電話番号 078-333-3122（土日、祝日を除く 08：30～17：15）

【旧日本銀行券】



【旧日本軍軍票】



【朝鮮銀行券等】



【通帳等】



保管紙幣等について

1. 保管紙幣等の内容

(1) 対象物件

終戦後、海外から引き揚げられた方が持ち帰られた通貨、証券、預り証等で、当時の法令により輸入制限されたため、保管証等と引き換えに税関又は日本銀行がお預りしたものの。

(参考)

○ 通貨等

旧日本銀行券、旧日本軍軍票、台湾銀行券、満州中央銀行券等

○ 証券等

国債、公債、株券、預金通帳、生命保険証書等

(2) 対象期間（預かった期間）

昭和20年9月24日～昭和28年8月31日

(3) 対象港（神戸税関保管分の上陸港）

神戸、呉、宇品（広島）、大竹の各港でお預かりした紙幣等

(4) 返還対象者

本人または家族若しくは親族

2. 保管紙幣等の返還に関するお問い合わせ

(1) 保管証、預かり証がなくても、ご本人のものであることが確認できれば、返還しています。

(2) 心当たりのある方は、最寄りの税関までお気軽にお問い合わせください。ご本人のみならず、ご家族、ご親族の方からの問い合わせも受け付けております。